

個別協議について

- ・当補助金は事業所のサービス種別や定員ごとに「基準単価」が定められており、通常は基準単価が補助上限額となります。
- ・ただし、厚生労働省と個別協議を行い、特に必要と認められた場合には、基準単価を超えて補助を受けることができます。

例 | 基準単価：380万円 所要額：450万円の場合

基準単価 (a)：380万円

事業所のサービス種別・
定員ごとの**補助上限額**

所要額 (b)：450万円

事業所のサービス種別・
定員ごとの**補助対象経費**

- ・衛生用品購入費
- ・人件費
- ・施設内療養費
(基本補助・追加補助) 等



■ 個別協議を希望しない場合

申請額 (c)

基準単価と所要額を比較して少ない金額
= **基準単価 (a) 380万円** での申請



■ 個別協議を希望する場合

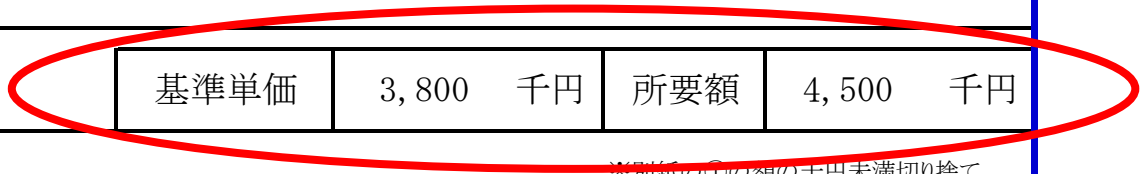
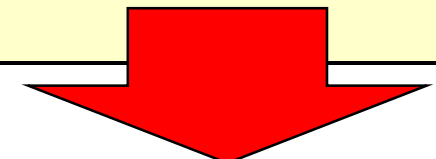
申請額 (c)

基準単価を超えた所要額
= **所要額 (b) 450万円** での申請

「基準単価」と「所要額」

個票（様式第1号-3,6）を作成すると、「基準単価」と「所要額」を確認できます。

(様式第1号-3) 事業所・施設別個票【令和4年度に生じた費用分】								
事業所・施設 の 状 況	フリガナ	トクベツヨウゴロウジンホーム △△△△		介護保険事業所番号				
	事業所・施設の名称	特別養護老人ホーム △△△△		08XXXXXXXX				
	サービス種別	介護老人福祉施設	定員	100 人				
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 301 - 0000) ※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記載 茨城県水戸市◇◇◇町○○						
	連絡先	電話番号	029-301-0000	E-mail xxxx@xx.or.jp				
	管理者の氏名	施設長 ○○○○						
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> (ア)、(イ) <input type="checkbox"/> (ウ)						
	(ア)、(イ)	<table border="1"> <tr> <td>基準単価</td> <td>3,800 千円</td> <td>所要額</td> <td>4,500 千円</td> </tr> </table>			基準単価	3,800 千円	所要額	4,500 千円
基準単価	3,800 千円	所要額	4,500 千円					
助成対象の区分	ア①	※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)						



※別紙の①の額の十円未満切り捨て

提出書類について①

個別協議を希望する場合、申請額一覧（様式第1号-2,5）で、「申請額」を手入力で修正してください。

(様式第1号-2) 事業所・施設別申請額一覧【令和5年度】(ア)、(イ)						(単位:千円)	
基準単価(a)	所要額(b)	申請額(c)	基準単価(d)	所要額(e)	申請額(f)	申請額計(g)	備考
3,800	4,500	3,800				3,800	
3,800	4,500	4,500				4,500	

個別協議を希望しない場合、
申請額 = 基準単価
(自動計算)

個別協議を希望する場合、
申請額 = 所要額
(手入力で修正すること)

提出書類について②

個別協議を希望する場合、個別協議書（別添1,2）を提出してください。

【注意事項】

- ・厚生労働省へは、個別協議書のデータのみを提出します。
そのため、「別紙参照」などは記載せず、協議書のみでわかるようにしてください。
- ・個別協議書は郵送ではなく、データで提出してください。
- ・厚生労働省とは県を通して協議します。協議に際して確認事項があった場合は、県からご連絡いたします。
- ・個別協議を実施する場合、通常より交付決定等が2～3か月程度遅くなる見込みですので、ご承知のうえで申請してください。

積算内訳記入の注意事項① 物品

- 物品の品名は「～他」や「～等」でまとめずに、品目ごとに記載してください。

【正】 品目①ガウン：58,500円（5,000枚）、品目②マスク：8,000円（250枚）

【誤】 品目①ガウン他：77,500円（5,200個）、品目②マスク等：12,750円

- 代替品として使用した物品や、品名では補助の対象か判定が難しい物品については、カッコ書きで用途を明記してください。

（例）おしぼり（清拭クロスの代替として）

レインコート（ガウンの代替として）

花粉メガネ（ゴーグルの代替として）

積算内訳記入の注意事項② 人件費

- 超過勤務手当（時間外）は、人数と延べ時間数を明記してください。
- その他の手当は、単価・日数・人数を明記してください。

超過勤務手当：851,500円（10人分、延べ55.5時間）

危険手当：180,000円（10人分、単価9,000円/日×延べ20日間）

積算内訳記入の注意事項③ 施設内療養（1）

● 「1万円×延べ〇日間」の形式で記載してください。

※延べ日数には、施設内療養チェックリスト（別表4）の日数をご記入ください。

施設内療養（別表4 参考1）の対象者リスト【令和3年度・4年度共通】

事業所名	特別養護老人ホーム ○○	
サービス種別	介護老人福祉施設	
	基本補助対象延べ日数	基本補助額
R3年度分	10 日	100,000 円
R4年度分	75 日	750,000 円

No	療養者氏名	発症日	退所日	療養再開日	療養終了日	補助対象	療養日数	
							R3年度	R4年度

基本補助の延べ日数

（別表4 参考2） 施設内療養（追加補助）確認シート【令和3年度・4年度共通】

事業所名	特別養護老人ホーム ○○	
サービス種別	介護老人福祉施設	
定員	35 人	
	対象延べ日数	追加補助額 ※上限500万円
R3年度分	0 日	0 円
R4年度分	10 日	100,000 円

療養者氏名	療養期間	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日

追加補助の延べ日数

積算内訳記入の注意事項④ 施設内療養（２）

- 追加補助が上限額に達している場合は、上限額であることを明記してください。

基本補助：3,000,000円（1万円×延べ300日間、施設内療養者20名分）
追加補助：2,000,000円（1万円×延べ240日間（上限額）、施設内療養者20名分）

（別表4 参考2） 施設内療養（追加補助）確認シート【令和3年度・4年度共通】

事業所名	特別養護老人ホーム	〇〇							
サービス種別	介護老人福祉施設								
定員	35人								
	対象延べ日数	追加補助額 ※上限500万円							
R3年度分	0日	0円							
R4年度分	10日	100,000円							
療養者氏名	療養期間	3月22日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月28日	3月29日

追加補助の上限額

- ・ 定員30人以上：500万円
- ・ 定員29人以下：200万円

複数事業所を申請する場合の注意①【11月16日掲載】

複数事業所を申請する場合、個別協議する事業所と、個別協議しない事業所を分けて申請してください。

- 個別協議を実施する場合、通常より交付決定等が2～3か月程度遅くなる見込みです。
- 個別協議を年度内に実施しても、厚生労働省の承認が翌年度（令和5年4月1日以降）になった場合、予算や事務処理等の都合から、交付決定がさらに遅くなる可能性があります。
- 個別協議する事業所Aと、個別協議しない事業所Bを、1件の交付申請書でまとめて申請した場合、事業所Aの個別協議が承認されるまで、事業所Bにも交付決定ができません。
そのため、個別協議する事業所Aと、個別協議しない事業所Bを分けて申請することで、事業所Aの個別協議の承認が遅れても、先に事業所Bに交付決定することができます。

複数事業所を申請する場合の注意②【11月16日掲載】

例 | 交付申請額合計：1,500万円（4事業所）

✕ まとめて申請

■ 交付申請額

申請額合計：1,500万円

■ 申請事業所

事業所 A：700万円（協議あり）

事業所 B：500万円（協議あり）

事業所 C：200万円（協議なし）

事業所 D：100万円（協議なし）

■ 個別協議を行う事業所

事業所 A、事業所 B

事業所 A、B の個別協議の
承認後にまとめて交付決定

○ 分けて申請

■ 交付申請額

申請額合計：1,200万円

■ 申請事業所

事業所 A：700万円（協議あり）

事業所 B：500万円（協議あり）

■ 個別協議を行う事業所

事業所 A、事業所 B

個別協議承認後に交付決定

■ 交付申請額

申請額合計：300万円

■ 申請事業所

事業所 C：200万円（協議なし）

事業所 D：100万円（協議なし）

事業所 A、B の個別協議の
承認を待たずに交付決定

個別協議の終了について① 【令和5年1月17日掲載】

予算の都合上、令和5年1月1日以降に発生した感染については、基準単価を超えて補助するための個別協議を実施しません。

	発生日	終息日	個別協議
例 1	令和 4 年 12 月 1 日	～ 令和 4 年 12 月 15 日	○ 対象
例 2	令和 4 年 12 月 31 日	～ 令和 5 年 1 月 14 日	
例 3	令和 5 年 1 月 1 日	～ 令和 5 年 1 月 15 日	✕ 対象外

【発生日】

一連の感染対応に係る、最初の感染者の発症日または濃厚接触者（利用者）に対応した日とする。

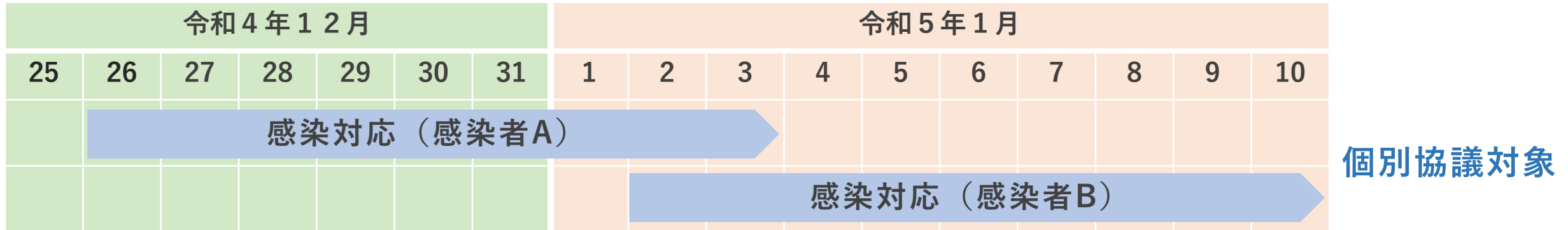
【終息日】

一連の感染対応に係るすべての感染者（濃厚接触者）の療養期間が終了した日とする。

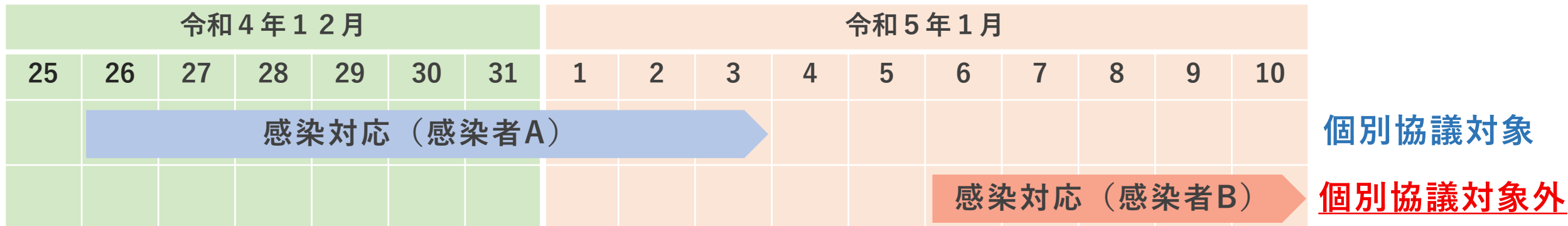
個別協議の終了について② 【令和5年1月17日掲載】

連続して感染が発生した場合は、以下のとおりの取扱いとします。

■ 感染が終息する前に、次の感染が発生した場合 ⇒ 一連の感染対応となるため対象



■ 感染が終息した後、次の感染が発生した場合 ⇒ 一連の感染対応ではないため対象外



個別協議の終了について③ 【令和5年1月17日掲載】

個別協議を実施しない場合、基準単価が補助上限額となります。

例 | 基準単価：380万円 所要額：450万円の場合

基準単価 (a)：380万円

事業所のサービス種別・
定員ごとの**補助上限額**

所要額 (b)：450万円

事業所のサービス種別・
定員ごとの**補助対象経費**

- ・ 衛生用品購入費
- ・ 人件費
- ・ 施設内療養費
(基本補助・追加補助) 等



■ 個別協議を実施しない場合

申請額 (c)

基準単価と所要額を比較して少ない金額
= **基準単価 (a) 380万円** での申請



■ 個別協議を実施する場合

申請額 (c)

基準単価を超えた所要額
= **所要額 (b) 450万円** での申請

**令和5年1月1日以降に
発生した感染は対象外**